

5. 施策分野ごとの推進方針

【横断的分野】

①【リスクコミュニケーション】

- 総合防災ポータルや防災情報システムを充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。(危機管理監、土木部)
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。(企画部)
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る。(教育庁)
- 住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができるように、地域の生活や暮らしを守る活動について、行政だけではなく、自治会やNPOなど地域活動を行う多様な主体が参画し、支えあいながら、地域住民が主体となって取り組むことができる体制を構築する。(地域振興部)

②【老朽化対策】

- 既に耐震対策が完了している県立学校及び県立社会体育施設については、引き続き老朽化対策や耐震点検の実施など施設の安全性の確保に努める。また、市町立学校、公立幼稚園、公立保育所、市町立社会体育施設については、各市町に対して国庫補助制度を周知しながら耐震対策の早期完了を働きかける。私立の幼稚園・保育所・認定こども園については、補助制度等について周知を図り、市町とも連携して耐震化未実施施設に対する働きかけを強化することにより、耐震化（非構造部材の耐震化も含む）を推進するとともに、国に対し耐震化工事に係る国庫補助の充実について要望を行う。(総務部、こども政策局、教育庁)
- 各沿岸における河川・海岸堤防等の計画高までの整備及び老朽化対策を計画的かつ着実に推進する。また、港湾・漁港管理者である市町に対しても、計画的かつ着実な整備を働きかける。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。(水産部、土木部)
- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進する。(水産部、土木部)
- 老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。(県民生活環境部、農林部)
- 市町と連携して下水道施設の耐震化を推進していくとともに、老朽化が進む施設についてはストックマネジメント計画等による計画的な改築更新の推進を図る。(県民生活環境部)
- 市町に対して、農業・漁業集落排水施設の老朽化調査に基づく、老朽化対策を着実に推進できるよう、また、施設の耐震化等の推進とあわせて、災害時の代替

性の確保及び公共下水道と農業集落排水事業等との連携、民間活用導入による管理体制の強化等の情報提供に努めていく。(県民生活環境部、水産部)



③【離島・半島対策】

- 島しょ、半島が多く、長い海岸線をもつ本県では、漁村の営みも多く、また港湾では物流・人流などの活動も行われる等、津波災害のリスクの高い地域に多くの人の生活があり、また就業者も多い状況であるため、津波に対する防災対策を進めていく。(土木部)
- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により、複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)
- 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。(総務部、警察本部ほか)
- 特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄をおこなう。(危機管理監、福祉保健部、警察本部ほか)
- 島外から輸送されてくる石油製品に過度に依存することなく、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した県民生活が維持できるよう、EV・PHEV車が活用可能な電力供給体制を維持するため、エネルギーマネジメントシステムの構築を支援する。(産業労働部)

- 離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策（国県道の計画的な整備、道路の防災、耐震対策、空港・港湾までのアクセス性の向上等）を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。（土木部）
- 離島における台風等による高潮・高波・暴風等への対応を追加し、また毎年大規模災害を想定した訓練を実施していく等、港湾 BCP の実効性を高める検討をおこなう。（土木部）
- 半島における交通施設の災害対応力を強化するための、西九州自動車道・九州横断自動車道（高規格幹線道路）の整備促進、島原道路・西彼杵道路（地域高規格道路）等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みの実施によるリダンダンシーの向上を着実に推進する。さらに、災害時の半島地域における孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の国県道の強靱化を図る。（土木部）

④【南海トラフ巨大地震のバックアップ機能】

- 南海トラフ巨大地震等に備え、特に九州各県の警察災害派遣隊即応部隊、緊急消防援助隊の連携強化及び災害対処能力向上のため、関係防災機関を交えた、具体的な被害想定に基づく合同訓練を計画的に実施する。（危機管理監、警察本部）

⑤【人材育成】

- 県内全域でまんべんなく地域防災の核となる人材を養成するため、各地において防災推進員養成講座を開催する。また、過去に受講を完了した者を対象としたフォローアップ研修会も開催し、地域防災力の維持向上を図る。（危機管理監）



- 防災部局や下水道部局の人材・組織体制等の整備のため、防災関係各種会議への参加や訓練の実施等を通じて市町の人材育成を推進する。（危機管理監、県民生活環境部）
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、防災、減災のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。（土木部）
- 県及び市町の災害廃棄物処理計画に基づき、実効性の向上に向けた教育・訓練

による人材育成を図っていく。(県民生活環境部)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組を推進する。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成を図るための取組を推進する。(土木部)

⑥【官民連携】

- 民間事業者等との協定締結による帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。(危機管理監)
- 応急用食料の調達について、災害時における物資の供給に関する協定を締結している民間流通備蓄と連携し実効性を高める。(福祉保健部)
- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCP等の取組を関係機関と連携しながら促進・改善する。(産業労働部)
- 「適切な災害関連情報の収集・提供」をおこなうため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に努めるとともに、民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握、信号機電源付加装置の整備等を推進し、円滑な活動を支援する。(警察本部)
- 電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れをおこなう避難場所や防災拠点等(公共施設等)において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。また、通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、倒木処理に係る電気通信事業者と都道府県との協定締結の推進や電力・燃料・通信の連携に係る申合せに基づき、関係機関間の連携について訓練等を通じてその実効性の向上を図る。(危機管理監、総務部、警察本部)

【個別施策分野】

⑦【行政機能/警察、消防/教育等】

(行政機能)

- 県内行政機関(警察含む)が策定しているBCP計画について、組織改正や人事異動に伴う非常時優先業務の執行体制の見直しや業務立上げ時間の短縮を図るなど見直しを行う。(危機管理監、警察本部)
- 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、県災害時受援計画を適宜見直すとともに、市町に対しては、県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ迅速かつ効果的に災害対策にあたるよう、市町災害時受援計画の作成、見直しについての助言等を行う。(危

機管理監)

- G空間情報センター、総合防災情報システム、統合災害情報システム、災害情報ハブの取組、SIP4D等を各種災害対応に活用するとともに、情報収集・提供の人員・体制を整備する。(危機管理監、総務部)
- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。また、福祉保健部内に設置する保健医療福祉調整班や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。(総務部、福祉保健部)
- 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係機関・市町・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等を適切に組み合わせた対策を推進する。(危機管理監、農林部、土木部)
- 地籍調査事業を着実に進めるため、実施主体である市と連携を図りながら、国の優先採択地域の考え方に則した事業計画を策定し、必要な事業費を確保する。また、調査を進めるにあたっては、固定資産課税台帳記録情報等を活用した土地所有者の探索、所有者等が不明の場合の公告による筆界案調査、現地立会の代替としての図面送付等による調査など、新たな調査手続の活用について、実施市町に助言し可能な限り境界の特定に努める。(地域振興部)
- 港湾BCPの実効性を高める検討を行うため、台風等による高潮・高波・暴風等への対応を追加し、また毎年大規模災害を想定した訓練を実施していくとともに、非常時(幹線交通が分断する事態)を想定した需要管理対策(最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等)を検討する。(土木部)
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。(福祉保健部、土木部)
- 平時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)における災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を確認し、関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組行う地方公共団体等の対応力向上を図る。(水産部、土木部)

(警察、消防)

- 災害現場での人命救助能力を高めるため、警察災害派遣隊の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を図る。(警察本部)
- 市町における防災行政無線のデジタル化の推進、旅行者(外国人を含む)を含

めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、行政機関や警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。(危機管理監、土木部、警察本部)

- 警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団や水防団の体制・装備・教育訓練の充実強化を図る。(危機管理監、警察本部)
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星携帯電話等の代替手段の整備を図るとともに、電力の遮断に備え太陽光発電装置、非常用発電機(大型発動発電機)、応急用電源車等の導入を視野に入れる等、警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。(警察本部)
- 県内行政機関等(警察・消防を含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練をおこなう等の取組を推進する。また、被災市町への県職員の派遣など、大規模災害時における広域的な応援体制の構築を推進する。(危機管理監、総務部、警察本部)



(教育等)

- 災害等に対して主体的に行動する力を育成するために、学校種・地域の特性に応じた継続的で発展的な学校安全に係る取組を進める体制を構築することが必要である。(教育庁)
- 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、長寿命化改修、大規模改造等の際はバリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。また、各設置者に対して国庫補助制度を周知しながらバリアフリー化の推進を働きかける。(総務部、教育庁)



- 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事に対する助成を実施する。(教育庁)



- 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録（デジタル化）し、アーカイブするなど、文化財の保護対策を図る。(文化観光国際部、教育庁)

⑧【住宅・都市、環境分野】 （住宅、建築物）

- 住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を市町や地域と連携して推進する。(土木部)
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を、市町とともに推進する。また、市町による災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を支援する。(土木部)
- 道の駅や国立青少年教育施設など、災害時に活用が可能な施設について、役割を明確化するとともに防災機能を強化する。(危機管理監、土木部)
- 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境

の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。(土木部)

- インフラ被災時にはエネルギーが供給できなくなるため、道路や港湾施設の防災、震災対策、老朽化対策、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進。東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組み、国県道の計画的な整備、地震・津波・風水害対策等を着実に実施する。(土木部)
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、内閣府に要請し、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会を開催する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、市町に方向性を示す。(総務部、福祉保健部、土木部)
- 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化などや、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取組を進める。(土木部)
- 大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して行い、判定活動の実施体制を確立するため、市町と連携した協議会を組織し、関係団体との協定を推進する。なお、判定の結果は、その後の罹災証明及び被災度区分の基礎資料となるため、関係機関との情報共有のあり方を検討する。(土木部)
- 災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの更新を行い、仮設住宅用地の確保に努める。また、災害時に迅速かつ的確に応急仮設建設ができるよう応急仮設建設ガイドラインの策定を進める。(福祉保健部、土木部)

(市街地等)

- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱について、順次、無電柱化を推進することで、安全性の向上に取り組む。(土木部)
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な斜面地にある密集市街地などの改善整備については、長崎市、佐世保市に対して密集市街地の改善整備の推進を働きかけるとともに、両市において実施している老朽住宅等の建替えと公共施設の整備促進(住宅市街

地総合整備事業：密集市街地整備型）と連携し、住宅の不燃化・耐震化などにより計画的な改善を図る。（危機管理監、土木部）

- 都市の中心市街地等において、細分化された建築物や敷地を集約化する市街地再開発事業・土地区画整理事業等により、不燃化及び耐震化することで、災害に強いまちづくりを推進する。（土木部）
- 空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、県と市町が連携して、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態把握や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備をおこなう。（土木部）
- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善整備については、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。（土木部）
- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての県内市町への啓発を継続するとともに、県内市町が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する。（土木部）
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備等を着実に推進する。また、洪水ハザードマップや内水ハザードマップのカバーエリアを速やかに拡大するよう市町に働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。また、雨量情報の市町への提供、「流域治水プロジェクト」のリスク情報発信等のソフト対策を推進する。なお、施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的におこなう。（県民生活環境部、土木部）

（上下水道等、ガス）

- 水道施設の耐震化については、水道事業者に対して、施設の耐震性能の把握とともに耐震計画の策定により計画的な整備とともに、地下水や雨水、再生水などの多様な水源の利用を働きかける。併せて、上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、水道事業者へ国の補助制度を活用した施設整備を働きかけていくとともに、水道事業に対する国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。（県民生活環境部）
- 地下水源の濁り対策については、水道事業者に対し、速やかに応急措置を求めるとともに、利用者に対しての必要な情報が逐次提供されるよう働きかける。（県民生活環境部）
- 現行の用水供給施設能力を超える渇水等に対応するため、水道事業者へ水資源

関連施設の漏水防止対策等の強化を働きかけるとともに、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を推進する。また、災害時における用水供給の確保に対応するため、貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。(県民生活環境部)

- 不足する水道水源等を確保するため水資源関連施設等の整備を促進する。(県民生活環境部)
- 上水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。(県民生活環境部、農林部)
- 県と水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進するため、OJT (On The Job Training : 実務経験を積むことにより業務上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法) による若手技術者への技術継承とあわせ、外部研修会への派遣等水道技術者育成に向けた取り組みを行う。(県民生活環境部)
- 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するため、九州・山口9県災害時相互応援等の広域的な応援体制を整えるとともに、日本水道協会の応援体制を活用する。併せて、貯留施設の設置等による雨水の利用や下水処理水の再利用等水資源の有効利用等を普及・促進する。(県民生活環境部)
- 市町と連携して下水道施設の耐震化を推進していくとともに、被災者の生活空間から下水を速やかに排除し処理を行なうために、各団体における下水道BCPのブラッシュアップを図る。(県民生活環境部)
- 市町に対して、老朽化した単独処理浄化槽(トイレ排水のみを処理)から災害に強い合併処理浄化槽(家庭排水全般を処理)への転換を促進するように指導していく。また、浄化槽台帳システムについては、県システムと指定検査機関のシステムを連携させ、設置・管理状況の把握を効率化する。(県民生活環境部)
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについては、県立学校では必要に応じて大規模改造工事等の実施に合わせて取り組む。各設置者に対して国庫補助制度を周知しながら耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを働きかける。(総務部、教育庁)

(有害物質、災害廃棄物)

- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、国など関係機関と連携して対応する。(県民生活環境部)
- 必要に応じ市町と連携して、PCBやアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握する。(県民生活環境部)
- 大規模災害発生による、本県の貴重な自然環境への影響について、正確な情報を収集し、必要に応じ関係機関へ情報提供を行っていく。(県民生活環境部)

⑨【保健医療・福祉分野】

（保健医療）

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携体制における具体的な実現に向け、訓練等の検討を行う。（危機管理監）
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、市町と地域の医師会との災害時協定の締結の支援、災害医療従事者研修会の開催による災害医療従事者の医療技術の向上と、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を推進する。（福祉保健部）
- 大規模災害時に中核となる災害拠点病院や救命救急センターについては耐震化が完了しており、二次救急医療機関などその他の医療施設について、耐震改修の支援により耐震化を推進する。（福祉保健部）
- 災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。（福祉保健部）
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を促進するよう市町に働きかけるとともに、消毒や害虫駆除等を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、必要な薬剤や備品についての的確に確保できるようにしておく。さらに、避難者に対し、正しい感染症予防等の情報が提供できるよう、市町と連携する。（福祉保健部）
- 感染症の未然防止のため、密集・密接・密閉を避ける取組として、分散避難を推進するとともに、多くの避難所を確保し、早めの避難をするよう広報に努める。（危機管理監、福祉保健部）
- 災害拠点病院等に「日本DMAT隊員養成研修」や九州・沖縄ブロックで開催される研修・訓練の受講を促すことで災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を図る。（福祉保健部）

（福祉）

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を推進する。（福祉保健部）
- 「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。（福祉保健部）
- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、各家庭、避難所等における食料備蓄を推進する。（福祉保健部）
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援がおこなえるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的

な福祉支援ネットワーク構築に対する支援をおこなう。(福祉保健部)

- 高齢者や障害者、母子など特性に応じた福祉避難所の確保に向け、各市町と連携しながら対応する。また、「福祉避難所運用マニュアル」の未策定の市町には策定を促し、併せて、感染症対策についての項目も適宜、マニュアルに追加するよう周知していく。(福祉保健部)

⑩【産業分野(情報通信、エネルギー、産業構造)】

(情報通信、情報伝達)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートや防災行政無線等多様な手段による緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。(危機管理監)
- 情報通信機能・情報サービスの確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。(土木部)
- テレビ・ラジオ放送以外の多様な手段による情報提供が出来るようインターネット、SNS、簡易FM等の代替手段の整備や民間企業と連携した防災アプリの活用及びその基盤となるLアラートの活用を促進する。(危機管理監)
- 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。(危機管理監)
- 防災行政無線の衛星系のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、県内の市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化の施策を着実に推進する。(地域振興部、危機管理監、県警本部)
- 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。(土木部)
- システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。(企画部、総務部)
- 通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、総務省及び通信事業者リエゾンのマニュアルの充実を図り、また、倒木処理に係る電気通信事業者と都道府県との協定締結の推進や電力・燃料・通信の連携に係る申合せに基づき、関係機関間の連携について訓練等を通じてその実効性の向上を図る。(危機管理監、総務部)
- 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。(企画部、総務部)
- 総合防災情報システム、河川砂防情報システム(NAKSS)等により、関係機関における情報共有を円滑に進める。(土木部)

(エネルギー)

- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策として、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、西九州自動車道・九州横断自動車道（高規格幹線道路）の整備促進、島原道路・西彼杵道路（地域高規格道路）等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び、島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みを着実に進めるとともに、災害時においてける複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。（土木部）
- 災害時における太陽光発電や蓄電池・電気自動車（EV）の活用を促進することで、レジリエンス（防災・減災）の向上を推進する。（県民生活環境部）
- 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。（総務部、警察本部ほか）
- 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。（産業労働部）

(大規模施設)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、松浦市・新上五島町に立地するコンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。（危機管理監、県民生活環境部）
- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。（危機管理監）
- コンビナートエリア内企業のBCP/BCM構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。（産業労働部）
- エネルギー供給施設の災害に備え関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実強化を図る。（危機管理監）

(サプライチェーン等)

- 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP等策定に加え、企業連携型BCP等の策定への民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCP等の必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。（産業労働部）
- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制（災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等）の構築、食料等の一連の生産・流通過程に係るBCP

の策定等を促進する。(産業労働部)

- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP 等の策定及びその実効性の確保が必要であることから、関係機関と連携しながら、BCP 等の作成や、その実効性の検証等を実施していく。(産業労働部)
- 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、製造業、物流事業者の BCP 等の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP 等の策定を関係機関と連携しながら促進していく。(産業労働部)

⑪【農林水産分野】

(海岸堤防等)

- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が図られるよう、その機能の維持・強化等に取り組む。(農林部)

(生産基盤等)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設管理者の業務継続体制の確立、農地保全及び治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。(水産部、農林部)
- 避難拠点や流通拠点となりうる漁港については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域を形成する。(水産部)

(ため池等水利施設)

- ため池の耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策およびハザードマップの作成周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。(農林部)
- ため池について、一斉点検結果に基づき、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の対策を推進する。(農林部)

(山地、森林)

- 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。(農林部)
- 洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。(農林部)
- 山地災害については、航空レーザ計測等の ICT も活用した発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や機能強化・老朽化

対策、森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。特に、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を現地の状況に応じて複合的に組み合わせた治山対策を進めるとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を推進する。(農林部)

- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。(農林部)

⑫【国土保全・交通、物流】

(国土保全)

- 沿岸市町に対して、引き続き速やかなハザードマップ作成を働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。(水産部、土木部)
- 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を関係機関が連携して推進する。(土木部)

(火山)

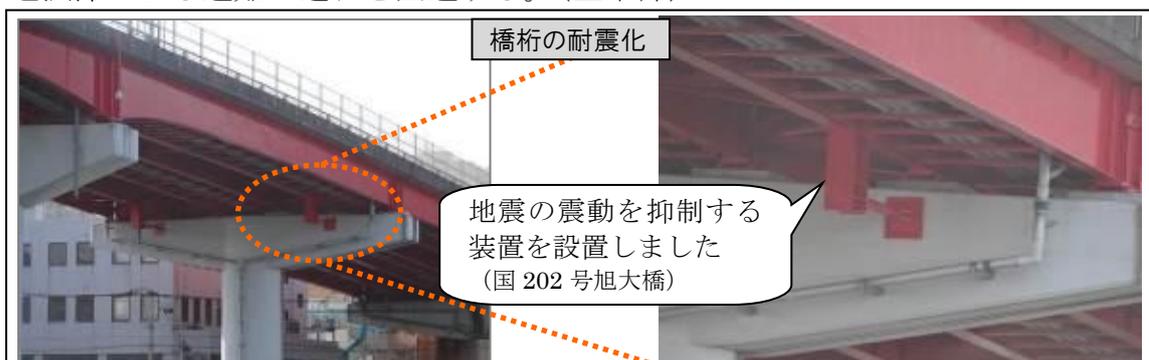
- 土砂災害警戒区域の指定、火山災害に係る避難計画の策定等の進捗が途上であり、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について推進する。あわせて、砂防事業、森林整備事業等のハード対策の着実な推進に努める。(農林部、土木部)
- 土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域の周知については、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに市町と連携して、ハザードマップの早期作成、避難確保計画や避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。(危機管理監、土木部)
- 大規模土石流や溶岩ドーム崩壊及び火山噴火による災害等に備え、国・県・市等の関係機関が連携して関係市の避難計画の策定を支援する。なお、火山災害は長期にわたる多方面への影響が懸念され、噴火等への適切な警戒、注視をおこなっていく必要があるが、雲仙岳火山防災協議会(平成27年1月設置)において、専門的知見を入れながら雲仙岳噴火等の対策が進められていることから、今後、必要に応じて、同協議会等の成果を加えていく。(危機管理監、農林部、土木部)
- 溶岩ドーム崩壊に対する住民避難に資するため、防災情報の強化を図るとともに住民の警戒避難対応や防災機関の情報伝達等の対応を確認するための合同防

災訓練を実施する。さらに雲仙普賢岳及びその周辺地域において、観測調査、避難等に必要なインフラ施設（登山道、避難施設等）の整備と十分な管理を図る。（危機管理監、土木部）



（交通）

- 港湾、空港、鉄道等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改市町や地域と連携して推進する。（地域振興部）
- 台風等事前に想定される災害に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を推進する。（地域振興部）
- 定期的な点検により適切な道路施設の維持管理を行うとともに、緊急車両の通行確保及び停電等による二次被害の発生を防止するため、市街地等の幹線道路の無電柱化を推進する。（土木部）
- 交通施設の災害対応力を強化する対策（道路・鉄道・港湾・海岸・空港の防災・震災対策、老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化等）、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。（地域振興部、土木部）
- 災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促す。（警察本部）
- 道路橋の耐震補強、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。（土木部）



- 運行状況や今後の開通の見通しのほか、通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。(地域振興部、警察本部)
- 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める。(地域振興部)
- 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進める。(地域振興部)
- 地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」「耐震改修計画作成」「改修工事」への補助事業を整備する。(土木部)
- 雲仙活断層群を震源とした地震等が発生した際、道路においては倒壊した家屋等のがれき、斜面等の崩壊、放置された車両により、円滑な救命・救護活動や緊急物資輸送が阻害される可能性があるため、迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めた具体的な道路啓開計画を策定する。(土木部)

(物流)

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)



- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練等を実施することで、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を図り、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。(地域振興部、福祉保健部)
- 製造業、物流事業者のBCP策定を促進する。また、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する。空港が機能不全に陥った場合を想定し、物流関係者間の連携計画を策定し、計画に基づいた訓練を行い、災害対応能力の向上を図る。(地域振興部)

- 燃料供給ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。(土木部)
- 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。(地域振興部)
- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組(国県道の計画的な整備、代替ルートの整備・検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等)を関係機関が連携して推進する。(土木部)
- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、国県道の計画的な整備、港湾、空港等の老朽化・耐震対策等を推進する。水産物の生産・流通機能を有する港湾については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるよう港湾施設の整備を推進する。(農林部、土木部)
- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。特に、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、西九州自動車道・九州横断自動車道(高規格幹線道路)の整備促進、島原道路・西彼杵道路(地域高規格道路)等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組みを実施するとともに、災害時において複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。(土木部)
- 物流上重要な道路輸送網について、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めるとともに、災害時には地方管理道路において道路種別を問わず、必要に応じ国が道路啓開・災害復旧を代行し、道路の迅速な機能回復を図る。(地域振興部)